

# 滝川市教育標準時間認定（1号認定）

## 利用負担区分表

利用者負担の所得階層区分の決定は、市民税所得割課税額を基に区分します。

税額控除（配当控除・外国税額控除・住宅借入金特別控除・寄附金控除等）は適用されません。

- ・4～8月分は前年度市民税課税額、9～3月分は当年度市民税課税額が算定対象となります。
- ～それぞれ該当となる年度に発行の納税通知書等（特別徴収額の決定など）をご確認ください。
- （6月の賦課決定後に9月分からの利用料の見直しを行います。）

（単位：円）

階層区分	定義	利用者負担額（月額）	
		母子・父子世帯及び 在宅障害児(者)のいる世帯	左記以外の世帯
第1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0	0
第2	市民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	0	0
第3	市民税所得割課税額 77,100円以下	0	0
第4	市民税所得割課税額 211,200円以下	0	0
第5	市民税所得割課税額 211,201円以上	0	0

- ◎ 令和元年10月1日より幼児教育・保育の無償化が開始されたことに伴い、利用料が無償化されました。（月額上限25,700円）法令に基づき、幼児教育の質の向上のために保護者の同意を得た上で徴収可能な費用、通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまで同様に保護者の負担となります。  
実費で徴収となる料金の詳しい内容については、各利用幼稚園にお問い合わせください。
- ◎ 子ども・子育て支援新制度の元で運営される幼稚園（新制度幼稚園）で教育時間を利用する場合は、滝川市から教育標準時間認定（「1号認定」）を受ける必要があります。認定の有効期間は、満3歳に達する日（3歳になる誕生日の前日）から小学校就学前の3月末日までとなります。

### 【副食費の徴収免除に係る多子計算の算定対象について】

食材料費については保護者の負担となりますが、次に掲げる児童については副食費の徴収が免除となります。

- ① 年収360万円未満相当世帯の児童
- ② 利用者負担額算定上第3子以降の児童

上記②に該当する児童を算定するための多子計算の方法については、階層区分に応じ次のとおりとなります。

(1) 第1階層から第3階層までの世帯

年齢にかかわらず、認定保護者と生計を一にするきょうだい算定対象となり、最年長の児童から順に数え3人目以降が対象となります。

(2) 第4階層又は第5階層の世帯

小学校第3学年修了前の範囲において、最年長のきょうだいから順に数え3人目以降が対象となります。（ただし、小学校就学前の兄弟姉妹については、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援等を利用している場合のみ多子計算の算定対象となります。）

